

静岡県告示第394号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の15の項、424の16の項及び424の18の項の知事が定める機関を次のように定める。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく機関の指定

申請の区分	知事が定める機関
非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
複合建築物の非住宅部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

（注）1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

（注）2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

- この告示は、令和7年5月26日から施行する。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく機関の指定（令和7年静岡県告示第222号の3）は、令和7年5月25日限り廃止する。